

呉市都市計画提案制度手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市都市計画提案制度手続要綱（平成19年2月1日実施。以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱の例による。

(提出書類)

第3条 要綱第5条第1項第1号の計画提案書は、別表第1に掲げる事項を記載するものとする。

2 要綱第5条第1項第2号の提案計画の内容を示す書類は、別表第2に掲げるものとする。

3 要綱第5条第1項第3号の土地所有者等の同意を得ていることを証する書類は、別表第3に掲げるものとする。

4 要綱第5条第2項の提案の審査に必要な資料は、別表第4に掲げるものとする。

(提案の取下げ)

第4条 計画提案の取下げは、提案取下書（第5号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

(提案の不受理)

第5条 要綱第6条第3項の通知は、不受理通知書（第6号様式）により行うものとする。

(提案の審査)

第6条 要綱第7条の規定によりこの要領に定める計画提案の審査方法については、次に掲げる事項の総合的な評価をいう。

- (1) 上位計画との整合性
- (2) まちづくりへの寄与
- (3) 地域住民等の意向
- (4) 周辺市街地への影響
- (5) 事業実施の確実性

(提案者への通知)

第7条 要綱第8条第5項の規定による通知は、決定又は変更通知書（第7号様式）により行うものとする。

2 要綱第9条第2項の規定による通知は、不採用通知書（第8号様式）により行うものとする。

3 要綱第10条第1項の規定による通知は、呉市都市計画審議会開催通知書（第9号様式）により行うものとする。

（審議会への付議）

第8条 要綱第9条第1項の規定による呉市都市計画審議会への意見聴取は、提案計画不採用諮問書（第10号様式）を呉市都市計画審議会会長（以下「審議会会長」という。）に提出することにより行うものとする。

（意見陳述）

第9条 要綱第10条第2項の規定による意見陳述の申出は、意見陳述申出書（第11号様式）を審議会会長に提出することにより行うものとする。

2 意見陳述は、原則として計画提案1案件につき一人までとする。

（委任）

第10条 この要領の実施に関し必要な事項は、呉市長が定める。

付 則

この要領は、平成19年2月1日から実施する。

別表第 1（第 3 条関係）

計画提案書（第 1 号様式）

(1) 提案者又は提案団体に関する事項	◆提案者の氏名、住所及び連絡先を記載（共同で提案する場合は代表者の事項を明記。法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び連絡先を記載） ◆提案者としての要件を備えていることを証明する書類（団体の場合：登記簿謄本、定款等）
(2) 提案に係る土地に関する事項	◆所在、面積、土地所有者等の数、当該区域の都市計画の指定状況等
(3) 提案する都市計画の内容	◆都市計画の種類及び名称 ◆位置、区域及び面積等
(4) 提案の理由	◆都市計画の提案の理由を記述
(5) 提案までの経緯	◆都市計画の提案までの経緯の概略を記述

別表第 2（第 3 条関係）

提案計画の内容を示す書類

(1) 総括図（位置図）	◆当該都市計画区域において定められる各都市計画の相互の関連が明らかになる縮尺25,000分の1以上の平面図に提案する箇所を明記
(2) 計画図	◆個々の都市計画の内容を明確にするため、縮尺2,500分の1以上の平面図に提案する都市計画の区域を明記
(3) 計画書	◆都市計画の種類、名称、位置及び区域等都市計画の内容と都市計画を定めようとする理由を明記
(4) 参考図（必要に応じて添付）	◆新旧対照図、施設平面図、断面図等

別表第 3（第 3 条関係）

土地所有者等の同意を得ていることを証する書類

(1) 土地所有者等の一覧（第2号様式）	◆権利者名、権利名（地上権、借地権等）を記載 ◆所在及び地積を記載
(2) 土地所有者等の同意に係る書類（第3号様式）	◆同意書（1筆毎に土地の所在地、権利名、土地面積、権利者の住所・氏名・連絡先を明記し、原則、権利者本人の自筆による署名、捺印（認印も可）があるもの。複数筆の権利者は一括の同意書でも可。共同名義の土地は、名義人ごとに同意が必要。）
(3) 提案区域内の土地の権利関係を証する書類	◆全ての土地に関する登記簿謄本、公図等（いずれも3ヶ月以内のもの。未登記については、その権利関係を証する書類） ◆相続を有している場合は、相続関係図等

別表第 4（第 3 条関係）

提案計画の審査に必要な資料

(1) 地域住民等に対する提案計画の説明状況に関する資料（第4号様式）	◆周辺住民等への説明の経過を記述（開催場所、日時、参加者、意見、議事次第等の説明会資料）
(2) 提案計画に係る補足説明資料等（必要に応じて）	◆提案のメリット等に関する資料 ◆開発行為や建築行為等が予定されている場合は、その土地利用計画図、建築計画図面、イメージパース等の関連する図面 ◆提案の計画スケジュール 等